

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成 23 年 6 月 28 日招集  
第 15 回 臨時会

一関地区広域行政組合議会

# 目 次

審 議 結 果	2
議 事 日 程	4
開会及び開議宣言	6
会議録署名議員の指名（菊地 善孝君・千葉 満君）	7
会期の決定	7
報告第 2号 事故繰越しの使用について	7
認 第 1号 専決処分について	8
議案第 4号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	9
議案第 5号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	14
閉会宣言	14

## 審 議 結 果

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 2号	事故繰越しの使用について		議決不要
認 第 1号	専決処分について	6月28日	承 認
議案第 4号	平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）	6月28日	原案可決
議案第 5号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	6月28日	原案可決

## 受理した議案

報告第2号 事故繰越しの使用について

認 第1号 専決処分について

議案第4号 平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第5号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議  
について

## 議 事 日 程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3	報告第 2号		事故繰越しの使用について
日程第 4	認 第 1号		専決処分について
日程第 5	議案第 4号		平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第 5号		岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

# 一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

平成23年6月28日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 臨時会  
告示年月日 平成23年6月21日  
告示番号 第12号  
招集日時 平成23年6月28日  
会議の場所 一関市議会議場

## 出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	岩渕善朗君	5番	佐藤雅子君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

## 職務のため出席した職員

事務局長	鈴木道明	事務局次長	金野和彦
議事係長	小野寺晃一		

## 説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	滝山秀樹君
副管理者	畠山博君	副管理者	田代善久君
広域行政組合事務局長	佐藤好彦君	介護保険担当参事	齋藤昭彦君
環境衛生担当参事	鈴木悦朗君	広域行政組合事務局次長	松岡睦雄君
一関清掃センター所長	千田勝君	大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加藤英行君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	小野寺健一君
環境衛生主幹	石川二三夫君	環境衛生主幹	須藤久輝君
会計管理者	菊地隆一君	監査委員	小野寺興輝君
監査委員事務局長	阿部和子君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第15回広域行政組合議会臨時会

平成23年6月28日

午前10時00分 開 会

### 会議の議事

議長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成23年6月21日一関地区広域行政組合告示第12号をもって招集の、第15回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（岩渕一司君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案4件です。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書3件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

議長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（岩渕一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、ご了承願います。

議長（岩渕一司君） 次に、人事紹介について管理者より申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） この機会に、副管理者をご紹介申し上げます。

平泉町長職務代理者、平泉町副町長、滝山秀樹であります。

副管理者（滝山秀樹君） ただいまご紹介いただきました平泉町長職務代理者、平泉町副町長、滝山秀樹と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

管理者（勝部修君） 続きまして、平成23年度人事異動による議会出席幹部職員をご紹介申し上げます。

事務局長、佐藤好彦であります。

（事務局長、あいさつ）

事務局次長、松岡睦雄であります。

（事務局次長、あいさつ）

一関清掃センター所長、千田勝であります。

（一関清掃センター所長、あいさつ）

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、加藤英行であります。

（大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、あいさつ）

介護福祉主幹、小野寺健一であります。

（介護福祉主幹、あいさつ）

次に、会計管理者をご紹介申し上げます。

会計管理者、菊地隆一であります。

（会計管理者、あいさつ）

以上で紹介を終わります。

議長（岩渕一司君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

事務局長の鈴木道明です。

(事務局長、あいさつ)

調査係長の中村由美子です。

(調査係長、あいさつ)

以上で人事紹介を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時08分

議長(岩渕一司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理者より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 一関清掃センターリサイクルプラザリサイクル棟の火災について、行政報告を申し上げます。

去る5月9日、午前11時14分ごろ発生いたしました火災におきましては、議員各位及び管内住民の皆様に多大なるご心配をおかけしたところでございます。

火災は、細破砕機で破砕した不燃ごみを鉄選別機に運搬するコンベアで確認されまして、コンベアのゴムに延焼したために大規模な火災となったところでございます。高温により周辺設備にも損傷を与えるほどでしたが、幸いにも担当職員6名及び施設運転管理業務委託業者の従業員17名には被害はなく、安堵したところでございます。

ごみ処理施設は、管内住民の日常生活における環境衛生を支える最も重要な施設でございまして、託された使命は非常に大きなものがございます。今回の火災による事故を教訓といたしまして、さらなる安全な施設運転に一層意を配してまいり所存でございます。

組合といたしましては、一日も早い施設の復旧を目指すとともに、管内住民の日常生活に影響を来さないよう廃棄物の処理に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長(岩渕一司君) 以上で行政報告を終わります。

議長(岩渕一司君) これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長(岩渕一司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

8番 菊 地 善 孝 君

10番 千 葉 満 君

を指名します。

議長(岩渕一司君) 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩渕一司君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長(岩渕一司君) 日程第3、報告第2号、事故繰越しの使用についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。



**副管理者（田代善久君）** 報告第2号、事故繰越しの使用について申し上げます。

本件は、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、ごみ焼却施設管理事業など4事業について、東日本大震災により事業が遅延したため、合わせて2,012万6,400円を平成23年度に事故繰越ししたので、報告するものであります。

**議長（岩渕一司君）** 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

**議長（岩渕一司君）** 日程第4、認第1号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 認第1号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計について、東日本大震災による被災者の方々を火葬場に受け入れるための火葬場管理費について、所要の補正を専決処分したものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億6,778万9,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

目的別補正額は、第1表のとおりで、衛生費390万円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、諸収入390万円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 認第1号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。本年3月11日に発生した東日本大震災により被災された方々の火葬に要する費用について、専決処分をお願いしたものであります。

補正予算書4ページをお開き願います。

歳出であります。3款2項火葬場管理費であります。1目釣山斎苑管理費、2目千厩斎苑管理費とも火葬に要する灯油代である燃料費、火葬施設運転管理業務の増員等に対応するための施設管理等委託料であります。

火葬の受け入れにつきましては、おおむね4月いっぱいを想定し、釣山斎苑は通常時8件を13件に拡大し、また、千厩斎苑につきましては通常時7件を17件に拡大して火葬を行おうとしたものであり、燃料費は不足分を、火葬施設運転管理業務の増員等につきましては、被災地に近く受け入れ件数の多い千厩斎苑に重点的に配置したものであります。

上段になります。歳入について申し上げます。

このたびの津波災害に対する火葬場使用料につきましては、遺族に対しては免除とし、災害救助法の適用により県等が負担することとなったことから、使用料収入ではなく、7款諸収入、3項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入に歳入を見込んだものであります。

なお、県等の負担は火葬場使用料相当額であることから、火葬場設置条例に定める管外利用者

3万円を130人で見込んだところであります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議長（岩淵一司君） これより質疑を行います。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 1点だけ、実績の報告をいただけませんか。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 3月16日から5月30日までの件数でございます。トータルで657名の被災者の方を火葬してございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 質問というよりも要望なり意見という趣旨で発言しますが、私はほとんど千厩斎苑のほうにお邪魔するんですが、確かにかなり数が、かなりの茶毘をしているなという感じをいつお邪魔しても、参列したときにお邪魔しても感じるわけですけれども、問題は、被災地の自治体等々の職員の中で過労死をしたり、あるいは精神的疾患に罹患するという人たちが報告され始めているんですね。茶毘というのは大変、人の喜ばない仕事なんですね。あれだけの数を毎日毎日処理するというのは、働いている人たちにとっても相当の負担になっているはずなんですよ。そういう肉体的な面だけではなくて、心の問題等々についても配慮した上で、気配りをした上で業務の執行に当たっていただきたい。このことだけ述べておきます。

議長（岩淵一司君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤好彦君） 確かに、主に4月に集中したというふうなことでございまして、施設の委託業務にかかわっていただきました職員の皆様方には、本当に多大なご苦労をおかけしたというふうに認識してございます。そういった意味におきましては、ご指摘のとおり、心のケアと申しますか、そういった部分での対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（岩淵一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、認第1号は、承認することに決定しました。

議長（岩淵一司君） 日程第5、議案第4号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第4号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災による災害復旧費及び一関清掃センターリサイクル施設の火災による災

害復旧費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は2億1,603万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,382万円といたしました。

3 ページをお開き願います。

目的別補正額は第1表のとおりで、総務費502万6,000円、衛生費427万4,000円、災害復旧費2億673万1,000円を増額いたしました。

これを賄う財源といたしまして、2ページとなりますが、繰入金19万2,000円、諸収入5,385万5,000円、組合債1億500万円、国庫支出金5,698万4,000円を増額いたしました。

4 ページをお開き願います。

第2表、地方債補正につきましては、災害復旧事業2件について追加しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議 長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 議案第4号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページをお開き願います。

歳出であります。2段目、3款2項2目千厩斎苑管理費にありましては、震災で亡くなられた方々を通常火葬件数以上に受け入れたことにより、火葬炉内部の損傷が激しいことから、3号及び4号炉の補修工事等を行うもので、財源は県等が火葬費用として支払う受託事業収入を充てるものであります。

戻りまして、上の2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、千厩斎苑管理費に充当した残りの受託事業収入を今後の火葬場管理の財源として財政調整基金に積み立てるものであります。

7款1項衛生施設災害復旧費であります。3月11日及び4月7日の地震による災害、また5月9日の火災による災害復旧費用であります。1目火葬施設災害復旧費であります。地震により千厩斎苑玄関前のロータリー付近及び進入道路の舗装が損傷したことから復旧工事を行うものであります。2目廃棄物処理施設災害復旧費であります。一関清掃センターごみ焼却施設地震災害復旧費については、地震により建屋外壁の落下、進入路舗装の亀裂等について復旧工事を行うものであります。

次に、大東清掃センターごみ焼却施設地震災害復旧費でありますけれども、地震により建屋の構造体の損傷や外壁の落下、ごみクレーンのレールの損傷、ガス冷却室の鉄骨の損傷等について復旧工事を行うものであります。

最後に、一関清掃センターリサイクル施設火災災害復旧費であります。不燃ごみを破碎後、地階から4階に運搬するゴム製コンベアが火災になったことにより損傷したコンベアや周辺の電気設備、集塵設備の補修、分別装置の整備、屋上の一部鉄骨の補修等であります。

これを賄う財源といたしまして、6ページの歳入でありますけれども、まずは7款3項1目衛生費受託事業収入につきましては、震災により亡くなられた方々の火葬費用について、県等が遺族に代わって支払うものであり、12歳以上303人、12歳未満14人分を追加するものであります。専決処分した分を合わせて447人分となります。

9款1項1目衛生費国庫補助金でありますけれども、今回の地震災害を復旧するための国庫補助金で、1節保健衛生施設等災害復旧費補助金につきましては火葬場の災害復旧であり、通常は2分の1の補助率が今回の地震に限りまして3分の2となっております。2節廃棄物処理施設災害復旧費補助金につきましては、ごみ処理施設の災害復旧のため、一関及び大東清掃センターごみ焼却施設の復旧工事に充当するものであります。こちらも通常の補助率は2分の1でありますけれども、今回の地震災害については80%を見込んでいるものであります。

戻りまして、7款2項3目雑入であります。一関清掃センターリサイクル施設の火災に関する保険金であります。今回計上したのは建物の分でございます。全国市有物件災害共済会から交付予定の分であります。なお、プラント設備の分につきましては、全国都市清掃会議の廃棄物処理プラント保険でありますけれども、まだ協議中でございます。

8款1項2目災害復旧債につきましては、国庫補助金、または火災保険を充当した残りの災害復旧費について起債で対応するものであります。

一番上の5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、それぞれの事業の充当残の調整分でございます。

なお、今回の起債発行に伴う地方債残高につきましては、10ページに調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

**議長（岩渕一司君）** これより質疑を行います。

13番、佐々木清志君。

**13番（佐々木清志君）** 1点だけお伺いをいたします。

リサイクルプラザの火災については、これまで説明を受けてきたところでありますけれども、その中で施設内においてヒヤリハットが何回かあったと。それで、火災については原因は特定という部分では報告はないわけですが、出す側に問題があるというようなお話もあったところであります。それで、これは地震災害とは違いますのでお聞きしますが、そういったこれまでの施設なり設備の問題点を抱えて、今後、施設の復旧において改良するような予算化になっているのか、あるいはプラント設備等において不燃性の高いものを使うなり、あるいはさらにもっと改良して、そういった事故が未然に防げるようなその対策がとられるのかどうか、お伺いをいたします。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** ソフト面、ハード面あるところでございますけれども、ハード面につきましては今ご指摘がありましたけれども、現在、難燃製のコンベアのゴムというふうなこともあるようでございまして、今、設計の段階でそういったことにつきましても現在、検討してございます。また、散水器でありますとか検知器の位置でありますとか、そういったものにつきましても検討中というふうなことでございます。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 3点お聞きします。

まず、6ページの歳入の財調繰り入れ19万2,000円を計上する一方で、8ページに財調積み立てということで502万6,000円の計上があるわけですが、こういう形での計上をせざるを得ない事情について改めて説明をいただきたいと思っております。

2つ目、けさ、早朝から電波マスコミが汚泥の放射線測定を国としては各自治体に求めると、

こういう報道をしています。この部分についての組合での実態なり今後の方針について、この機会に話をいただきたいと思います。

3つ目、監査委員にお聞きしますが、3、4、5の監査報告書を配付いただいて斜め読みしましたが、通告なしの監査をした実績の有無について答弁をいただきたい。以上です。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** まず、1点目の財調基金の関係でございます。積立金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、受託事業収入の残につきまして、今後、千厩、あるいは釣山斎苑の修理といったものに使うというふうなことで、特定財源的な考え方に立ちまして積み立てをするというふうなことでございます。

それから、財源調整のための取り崩しというふうなことのご指摘がありましたけれども、起債が10万円未満はできないといったことから、どこかでその端数調整をしなければいけないというふうなことになりますけれども、これにつきましては財政調整基金の繰入金で対応させていただくという方針で臨んでいるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、放射線の関係につきましてでありますけれども、現在、下水処理関係で全国的にいろいろ話題になっているかというふうに認識してございますけれども、当組合につきましては、家庭からのし尿処理の収集、そしてまた浄化槽からの汚泥の収集というふうな形でございまして、下水施設よりは、あったとしても濃度は高くないというふうな認識でございます。そういった中で、下水処理施設の数値が出てまいってからそういった部分について対応していきたいというふうに考えてございます。私からは以上2点でございます。

**議長（岩渕一司君）** 小野寺監査委員。

**監査委員（小野寺興輝君）** 通告なしでの監査の実績というご質問でございますが、現在のところ通告なしで監査を行った実績はございません。

**議長（岩渕一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 1番目については了解いたします。

2つ目なんですが、放射線の関係なんですけれども、これ下水処理の報告を受けてということなんですけれども、管内には、事務組合が処理している施設としてはないんだろうと思うんですが、市町が管理している部分にあるわけですよ、下水ですね、都市下水なり農村集落なり。そういう部分の汚泥の処理、これは一部事務組合が担っている部分なんでしょう。汚泥を焼却したりなんかするというのは一部事務組合に入ってくるでしょう。そういう部分では、間接的というよりも直接的に業務になってくるわけですよ。そういう部分で、私はのんびりした話をしているときではないと、こう思うんですね。そういう意味で報告を求めているわけでありまして。改めて答弁を求めたいと思います。

それから、この放射線の関係のこういう測定だとか何かということについて、今今の課題ではあるんですが、私は基本的に全く自治事務の範ちゅうであるというふうに思うんですね。法定事務なのか自治事務なのかということについて、改めて説明をいただきたいというふうに思います。

それから、放射能関係というのは、大気汚染防止法その他の関係では普通扱わないというふうには私は認識しているんですけどもね。大気汚染防止法だとか何かの関係を当然クリアしながら業務というのはやっているんですけども、放射能というのは通常その範ちゅうから外れる体系になっているのではないかと、規制が。この部分についてこの機会に少し、この議場にいる方々もおそらく同じだろうと思うのでレクをいただければと、説明的なお話をいただければというふう

に思います。以上です。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 認識不足で大変失礼をいたしました。実は放射能の測定につきましては、焼却灰、そしてまた飛灰、汚泥、用水、作業環境のそういった5カ所の線量測定、実は7月4日に実施予定でございます。あとは自治事務、受託事務、法定受託事務等につきましては、全くお話しのとおり、当然自治事務でございまして、独自に当然進めていかなければいけないというふうに認識してございます。以上でございます。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** そういう前提のもとでお聞きますが、私はこの放射能問題は極めて特殊な分野、今まであまりこの部分について神経を使わなくて仕事をしてきたらと思うんですね、一部事務組合も市町も、基礎自治体においても。しかし、今、この一関・両磐はホットスポットになってしまっているんですね。このごろ、電波マスコミでも、それから活字の方でも南関東、それから東京都内、特に葛飾、足立区中心にして、かなり濃度が高いということで問題になっていますね。そことほぼ同レベルの汚染地帯なんですね、ここは、この地域は。そういう意味では、のんびりしたことは言っていられないわけで、しかし、その一方で、どうもいろいろなところで話しても、3.8、20ミリシーベルト、年間換算で、これの範囲内だからいいんだなんていう能天気な答弁が返ってくる。なぜそんな答弁を各自治体がするのかということでは情報が得たわけですが、どうも県がそういう指導をしているようだ、県がね。私は、県にはこの放射能問題について、この一部事務組合を含めて、あなたたちが独自の基準を設けて、指標を設けて動くということについて、いいとか悪いとかという権限はないというふうに理解しているんですが、いかがですか。自治事務である以上は、住民の安全の関係で言えば、まさにそれぞれの団体の権限と責任の範囲内でやっていくと、法令等々を越えない限りはですね。越えるというのは上もあれば下もあると思うんですけれども、そういう意味では、純然たる自治事務であるから、場合によってはホットスポットにはっきりなっているわけだから、独自の指標その他を持つべきだと、こういう検討をすべきだと私は思うんですが、これについて所見があれば、もし事務方に余るのであれば勝部管理者のほうからでもコメントをいただきたいというふうに思います。

それから、放射能関係の規制の関係なんですけれども、どうなんですか、さっきは私、大気汚染防止法の関係だけ言いました。空気中の汚染ですから広い意味では大気汚染だろうと思うんですね。しかし、大気汚染防止法を私、斜め読みしてきたんですよ、けさ。そうしたら、私の資料が古いせいかわからないんですけれども、この放射能の規定というのは見当たらなかったんです。だとすれば、全く別な体系があるのかなという思いがしてさっき発言していますので、もし、いやその分については情報等々を持ち合わせないということであれば後刻でいいですから、しかし、対住民との関係では深刻な問題ですからね、資料提供いただければと。以上です。

**議長（岩淵一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** まず、独自の放射能の基準値、そういった値を組合として持つべきではないかというふうなお話をいただいたところでございますけれども、これにつきましては、国、県等がどういうふうな数値になっているか、そういった点も含めましてどうあるべきかにつきましては、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

**議長（岩淵一司君）** 田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 2点目の、いわゆる大気中の放射線の規制の部分でございますが、ただい

ま資料等を持ち合わせてございませんので、調べまして、後日ご連絡をさせていただきたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 日程第6、議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年9月26日をもって一関市に編入する東磐井郡藤沢町の脱退の協議に関し議決を求めるものであります。

議長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

これをもちまして、第15回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分





地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 菊 地 善 孝

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 満